

令和元年 6 月 17 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案「金利指標改革」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案「金利指標改革」（以下「ED」という。）に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

我々は、ヘッジ会計について救済措置を設けるIASBの提案には賛成するが、以下のコメントが、IASBにおけるさらなる検討に当たっての一助となることを期待している。

## 記

### 1. 総論

#### ○ フェーズ1およびフェーズ2一体での基準開発またはフェーズ2までの追加的な救済措置等

- ・ IASB は、代替金利への置換前（pre-replacement）の論点に焦点を当てるフェーズ1、代替金利への置換時（replacement）の論点に焦点を当てるフェーズ2に区分したうえで、今回はフェーズ1における既存の主要通貨の金利指標である IBORs の取引に係る予定取引・ヘッジ会計についての救済措置を提案している。
- ・ IBORs 参照取引について、前例のない規模での代替金利への移行を円滑に進めるためには、各国の市場慣行等を踏まえつつ、秩序ある対応が必要になる。したがって、救済措置の提案には基本的に賛成する。
- ・ ただし、置換時の論点として、フェーズ2において検討されるであろう移行時の一時的な状態、例えば、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標が完全に一致しないケース<sup>1</sup>において発生する不確実性やヘッジの有効性の判定についても、今回の救済措置の対象に含めるべきである。

<sup>1</sup> ヘッジ対象とヘッジ手段が完全に一致しないケースとして、例えば、IBOR にもとづく金融商品を保有する一方で、当該金融商品のヘッジは新たな金利指標で行うといったケースが考えられる。また、ヘッジ対

- ・ 仮に上記移行時の一時的な状態を含めない場合、各社で会計処理にバラつきが発生する可能性があるうえ、会計基準の予測可能性の不在から、自発的かつ早期の移行対応を敬遠する動きを助長するおそれがある。この結果、市場全体としての秩序ある円滑な移行の阻害要因となり、移行時期の集中等による実務対応の困難さから、金融市場の混乱を惹起することにつながりかねない。
- ・ このため、本来的には、置換前の論点と、置換時の論点を区分せず、金利指標改革全体の影響を分析したうえで、基準化を実施することが望ましい。それが難しい場合でも、置換時の論点をすべてフェーズ2として今回はまったく検討しないとするのではなく、現時点で、フェーズ2での取扱いが定まるまでは、例えば、将来的に対応するヘッジ対象またはヘッジ手段が代替金利に移行することを企業が意図していることを前提に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があると推定する等の一時的な救済措置を検討いただきたい。
- ・ なお、ヘッジ会計上の整理は、市場関係者による代替金利の選択において非常に重要な要素であり、これらが決定して初めて代替金利の選択や取引の移行、システム開発等が可能となるため、少なくとも、フェーズ2の検討スケジュールについて、早期に明確化していただきたい。

## 2. 各 論

### 質問 1

#### 可能性が非常に高いという要求と将来に向かっての評価

金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジについて、当審議会はIFRS第9号およびIAS第39号の下記のような修正を提案している。

- BC8項からBC15項に示した理由で、当審議会は、予定取引が可能性が非常に高いのか、もはや発生するとは見込まれないのかの決定についての例外を提案している。具体的には、本公開草案は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、企業がそれらの要求事項を適用することを提案している。
- BC16項からBC23項に示した理由で、当審議会はIFRS第9号およびIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の例外を提案している。ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、および／または、ヘッジ手

---

象とヘッジ手段において、代替する金利指標が異なる場合や、代替する金利指標は同じでも切り替わるタイミングが異なるケースも起こりうる。

段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと企業が仮定するようにするものであり、企業が次のことを判定する際に適用される。

- (i) IFRS第9号を適用する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるのかどうか
- (ii) IAS第39号を適用する場合に、ヘッジが相殺を達成するうえで非常に有効であると見込まれるかどうか

これらの提案に同意するか。賛成または反対の理由は何か。提案の一部のみに同意する場合には、何に賛成し何に反対するのかを明示されたい。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのかおよびその理由を説明されたい。

## (1) 金利リスク以外のリスクが内在するデリバティブの取扱いの明確化

### (コメント)

- ・ 金利リスクに加え、他のリスクが複合的に内在するデリバティブ（為替デリバティブ等）も今回の救済措置の対象であることを明確化していただきたい。

### (理由等)

- ・ EDは、IFRS第9号改正案の6.8.1項に記載のとおり、金利リスクのみに焦点を当てているが、ヘッジ対象のデリバティブには、金利リスクに加え、その他のリスクを内包するものも存在する。仮に金利リスクのみのデリバティブに限定した場合には、既存のヘッジ手段である為替スワップ、通貨スワップ等が今回の救済措置の対象外と受け止められることが懸念される。
- ・ したがって、金利リスクに加え、為替リスク、インフレリスク等が内在するデリバティブ等も今回の救済措置の対象であることを明確化していただきたい。

## (2) 置換前の論点のみを扱うことの明確化

### (コメント)

- ・ 上記総論で記載したとおり、フェーズ分けには反対ながら、仮にフェーズ分けを実施する場合には、EDのBC22項にある「当審議会は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の相殺の存在は、IFRS第9号とIAS第39号の両方のヘッジ会計モデルの根本的な原則であることに留意し、したがって、この原則を維持することが決定的に重要であると考えている。」との一文は削除していただきたい。

(理由等)

- ・ EDは置換前の論点のみを扱うものとしているにもかかわらず、上記の一文は、あたかもフェーズ2である置換時の論点も含めて決定したかのような印象を与えかねない。当該記載がなくともEDにおける提案の背景は十分に理解できることから、無用な誤解を避けるべく、当該記載は削除していただきたい。

以 上